

明和町行政チャンネル投稿作品募集要項

1 目的

一般から動画及び写真を広く募集し、明和町行政チャンネル(以下、「行政チャンネル」という。)で放送することにより、より身近なチャンネルを目指す。

2 作品の投稿について

(1) 動画

ア 投稿内容

投稿者自身が撮影した動画で、次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 明和町の祭りや伝統芸能、イベント等
- (イ) 明和町の公民館、学校、幼稚園、保育所などのイベントや発表
- (ウ) 明和町の自然(動物、植物)風景

イ 投稿方法

作品ごとに指定の投稿用紙を添えて、記録メディアを郵送または持参することとする。
なお、原則として提出された記録メディア等は返却しないこととする。

ウ 動画の仕様

- | | |
|--------|---|
| 画 質 | ビデオカメラ(スマートフォンを含む携帯電話やタブレット端末等は除く)で撮影したHD画質の動画 |
| 時 間 | 1分～5分程度 |
| 動画形式 | AVI、MP4、MPEG2、AVCHD形式など
(他のファイル形式についてはお問い合わせください。) |
| 記録メディア | 原則CD-R、DVD-R、BD-Rのいずれかによるものとする。 |

(2) 写真

ア 投稿内容

投稿者自身が撮影した写真で、次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 明和町の祭りや伝統芸能、イベント等
- (イ) 明和町の公民館、学校、幼稚園、保育所などのイベントや発表
- (ウ) 明和町の自然(動物、植物)風景

イ 投稿方法

作品ごと、または同じテーマごとに指定の投稿用紙を添えて、記録メディアを郵送または持参することとする。また、電子メールで投稿をする場合、投稿専用アドレス(toukou@town.mie-meiwa.lg.jp)に投稿することとし、1通あたりのメールの容量は10MB以内とする。

ウ 写真の仕様

画 質	デジタルカメラ等（スマートフォンを含む携帯電話やタブレット端末）で撮影したもの
画 素 数	横1, 500×縦1, 000ピクセル以上
画像形式	J P E G（他のファイル形式については、お問い合わせください）
記録メディア	原則CD-R、DVD-R、BD-Rのいずれかによるものとする。

3 編集・加工

投稿者は事実の改変や過度の加工は行わないこととする。また、BGM等の音楽を使用する場合は、著作権の設定されていないもの、または著作権を侵害しないものを使用することとする。明和町は必要に応じ説明文等について編集、修正等を行なうこととする。

4 放送

放送は行政チャンネル内で行う。なお、作品が投稿された時点で投稿者が作品を行政チャンネルで放送すること及び次の事項すべてについて許諾したこととする。

- (1) 放送期間は原則1週間とし（再放送の可能性有り）、明和町は放送の対価等は一切支払わない。
- (2) 明和町は投稿された動画や写真を放送する場合、投稿用紙に記載されたタイトル、撮影日時、撮影場所、投稿者名、作品の説明を掲載することができる。
- (3) 同じ時期に同一の内容の投稿があった場合、放送の可否及び放送の時期、順序については明和町が決定する。
- (4) 投稿作品について、過度の明るさ及び暗さ、意図しないフォーカスのずれ、何が写っているかわかりづらいもの等については、放送を見送ることがある。
- (5) 同じ投稿者の作品が複数投稿された場合、公平性を担保するために一部の放送を見送ることがある。
- (6) 投稿された作品の放送可否及び放送期間・放送日時については、異議等一切受け付けない。
- (7) 放送された作品について、法律上の問題または第三者との問題や争議が生じた場合、全て投稿者が責任を負うこととし、明和町は一切それらについて責を負わない。

5 放送の報告

投稿された作品の放送の有無について、個人への連絡は原則行なわないこととする。ただし、投稿者から直接問い合わせがあった場合はその限りではない。

6 第三者の権利等

投稿者は、著作権、肖像権等、第三者の権利を侵害しないように、必要な許諾を得た上で、撮影し投稿することとする。

7 事前審査

投稿された作品は、当要項に基づき明和町が審査し、行政放送に適さない内容であると判断し

た場合は放送しない。またその場合、異議等は一切受け付けない。

8 禁止事項

次に掲げる事項について該当する場合は投稿できない。

- (1) 特定の主義主張をするもの（宗教、政治活動、社会問題に類するもの）
- (2) 著作権、肖像権、プライバシー等、第三者の権利を侵害するもの、または侵害を助長するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 公共の福祉に反するもの
- (5) 人権侵害となるもの。またはその恐れがあるもの
- (6) 一般に不快感を与えるもの。または与える恐れのあるもの。
- (7) 営業活動に通じるもの。営利目的に撮影、編集されたもの。
- (8) 個人を特定できる情報（氏名、住所等）を含むもの。ただし、当該個人がそれを許諾している場合は除く
- (9) 個人又は団体の売名行為にあたるもの。
- (10) 事実と異なる内容の撮影、編集がなされたもの。
- (11) 第三者への誹謗・中傷・批判するもの。またはその恐れのあるもの。
- (12) 撮影が禁止されている場所で撮影されたもの。
- (13) 立入が禁止されている場所で撮影されたもの。
- (14) 法令等に違反するもの。または違反を助長するもの。

9 免責事項

- (1) 記録メディア等の送付時の事故・破損・紛失については、明和町は一切の責任を負わない
- (2) 投稿者が放送・放送見送り・放送中止等に伴う損害・損失を被った場合、明和町は一切の責任を負わない。

10 投稿物（作品）の著作権

投稿物の著作権は投稿者に帰属する。

11 個人情報

投稿用紙に記載された個人情報は厳重に管理し、目的以外には使用しない。

12 適用

この要項は、平成28年4月1日より適用する。